

平成24年度から介護保険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して介護サービスが利用できるように、社会全体で支えあう制度です。

制度を支える介護保険料は、高齢化の進展や利用者数の増加、施設整備等の必要性など実情に応じた介護サービスが提供できるよう、3年ごとに

見直すことになっていきます。平成24～26年度(第5期)の介護保険料の月額基準額は4,200円になります。

今年度の被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、昨年の所得が確定した後、7月初旬にお知らせします。

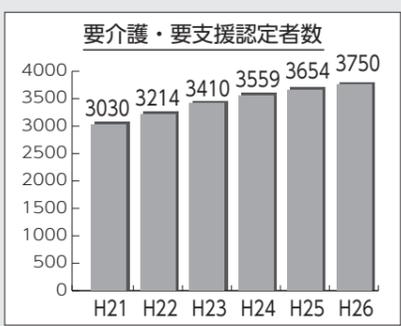
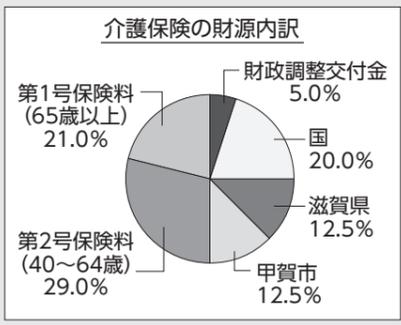
第4期(平成21～23年度)月額基準額	3,600円
第5期(平成24～26年度)月額基準額	4,200円

平成24年～平成26年度(第5期)の介護保険料

段階	対象者	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の人	21,672円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	21,672円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超え、120万円以下の人	31,752円
第4段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	37,800円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	43,848円
第6段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	50,400円(基準額)
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,952円
第8段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	63,000円
第9段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	75,600円
第10段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	85,680円
第11段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	100,800円

保険料が変わる4つの理由

- ① 地域区分と介護報酬の見直し**
国が定める介護報酬の地域区分が見直しされ、甲賀市は0%から3%加算の区分に移りました。また、介護報酬全般の見直しも行われ、全体で1.2%引き上げられました。
- ② 第1号被保険者の保険料負担率の増加**
保険料の負担率は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40～64歳の方)の人口比率により、国が見直します。高齢化に伴い、今回の見直しでは、第1号被保険者の負担率が1%増加し、21%になりました。
- ③ 在宅・施設サービスの施設整備**
サービス利用の増加や施設待機者の状況から平成24年度からの3年間に施設整備を予定しています。具体的には施設サービスとして、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を予定しています。併せて、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスとして、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整備を進めていきます。
- ④ 介護保険サービス利用者の増加**
社会の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用する人(要支援・要介護認定者)が、今後も増えると予測されています。



国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院および外来受診をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額となる制度を設けています。

限度額適用を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

- ◆申請場所
保険年金課または旧支所の地域市民センター
 - ◆持参するもの
・保険証
・課税証明書(平成24年1月1日に甲賀市に住所の無い方)
- ※8月以降に申請を受け付けます。
- なお、70歳以上の国民健康保険前高齢者の方で住民税非課税世帯の方も「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日よりお使いいただく新しい証を7月下旬にお手元に郵送でお届けします。

お手元に証が届きましたら、お名

前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院の窓口へ提示をお願いします。

問い合わせ
保険年金課 国保年金係
☎65・0688 ☎63・4618

24年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

- ◆申請場所
・保険年金課または旧支所の地域市民センター
・草津年金事務所国民年金課
- ◆申請に必要なもの
・年金手帳
・認印
・平成24年度課税証明書(平成24年1月1日に甲賀市に住所の無い方)
・失業したことが確認できる公的機関の証明の写し(退職された方)

問い合わせ
草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220
甲賀市役所 保険年金課 ☎65-0688

3人目以降のお子さんの保育料一部免除手続き

◆次のすべてに該当する世帯は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ①平成24年度保育料徴収金(保育料)基準額表でB2・C12・C11階層の世帯
- ②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん(平成6年4月2日以降生まれの方)が3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている世帯
- ③平成24年4月1日現在で、甲賀市に引き続き1年以上、住民登録されている世帯

◆手続き方法…保育料免除申請が必要です。

平成24年度保育料確定後、該当する方へ7月下旬に個別に通知する予定です。該当すると思われる方で通知が届かない場合はご連絡ください。

◆申請期限…8月3日(金)まで

問い合わせ
子ども未来課 管理係
☎86-8179 ☎86-8380